

でんさいサービス利用規定改正のご案内

平素は、当金庫をご利用いただきまして誠にありがとうございます。
この度「でんさいサービス利用規定」を以下の通り改正しますのでご案内いたします。

でんさいサービス利用規定の改正

改正後（新）	改正前（旧）
<p>第33条（でんさいの活用）</p> <p>お客様は、当金庫に対し、別に締結する信用金庫取引約定書等に基づき、当金庫所定の手続きによりでんさいの割引等の申込をすることができるものとし、その際には次のとおり取り扱いを行います。</p> <p><u>1. 実行代わり金の入金口座は決済口座とします。</u></p> <p><u>2. 当金庫に支払うべき手数料、保証料、登記費用、印紙代等立替金およびその他一切の諸経費ならびに貸出取引・返済条件等の変更取引に付帯する利息・損害金を、決済口座より口座振替により引き落とすこととします。</u></p> <p><u>3. 当金庫が依頼に基づいて取り扱いを行ったことにより、万一事故、損害等が生じた場合でも、当金庫は責任を負いません。</u></p> <p><u>4. 口座振替日に口座の残高が諸費用に満たない場合には、当金庫はその一部にあてる取り扱いはせず、口座振替はいたしません。その場合は、直ちに不足額を預け入れてください。</u></p> <p>以上</p>	<p>第33条（でんさいの活用）</p> <p>お客様は、当金庫に対し、別に締結する信用金庫取引約定書等に基づき、当金庫所定の手続きによりでんさいの割引等の申込をすることができるものとします。</p> <p>以上</p>